

○国立大学法人金沢大学安全保障輸出管理に係る事前確認及び学内審査取扱要項

平成27年11月20日

研究担当理事裁定

(目的)

第1条 本要項は、国立大学法人金沢大学安全保障輸出管理規程（以下「規程」という。）第9条第3項及び第10条第5項に基づき、本学の役職員等が輸出等を行う場合に必要な事前確認及び学内審査に関する事項を定める。

(定義)

第2条 本要項における用語の定義は、規程第3条に定める用語の定義によるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 大量破壊兵器等 核兵器，軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらを散布するための装置又はこれらを300km以上運搬することのできるロケット若しくは無人航空機をいう。
- (2) 通常兵器 核兵器等以外の輸出令別表第1の1の項に該当する貨物をいう。
- (3) 開発等 開発，製造，使用又は貯蔵を行うことをいう。

(事前確認)

第3条 規程第9条第1項に定める「安全保障輸出管理にかかる事前確認リスト」は別紙のとおりとする。

2 規程第9条第2項に定める役職員等が行う取引審査に係る事前確認は、次のとおりとする。

- (1) 用途確認 当該輸出等の需要者における用途について、次に掲げる内容に該当するか否かを確認すること
 - イ 大量破壊兵器に転用の可能性がある。
 - ロ 輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令（平成13年経済産業省令第249号）別表に掲げる行為に用いられる可能性がある。
 - ハ 仕向地が輸出令別表3の2に掲げる国・地域であって、通常兵器の開発，製造又は使用のために用いられる可能性がある。
- (2) 需要者確認 当該輸出等の需要者について、次に掲げる内容に該当するか否かを確認すること
 - イ 経済産業省が作成する外国ユーザーリストに記載されている。
 - ロ 需要者が過去から現在にかけて大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等を行ったことが入手した資料等に記載されていること又はこれらの情報がある。

(学内審査)

第4条 規程第10条第2項に定める「安全保障輸出管理にかかる学内審査申請書」は別紙様式1のとおりとする。

- 2 輸出管理責任者は、役職員等から提出された「安全保障輸出管理にかかる事前確認リスト」の内容を確認し、必要に応じて経済産業省が公表する『輸出者等が「明らかなとき」を判断するためのガイドライン』も確認した上で、当該輸出等が経済産業大臣の許可を要する輸出等であるかについて1次判定を行う。
- 3 輸出管理責任者は、1次判定を行うに際し、必要に応じて当該役職員等から聞き取り調査を行い、分野担当相談員の意見を聴取するものとする。
- 4 輸出管理統括責任者は、第2項に定める1次判定結果の内容について審査の上、経済産業大臣の許可を要する輸出等であるかについて2次判定を行い、その結果を最終判定結果として申請者に通知する。この場合において、輸出管理統括責任者が最終判断できないときは、輸出管理最高責任者の判断によるものとする。
- 5 学外から調達した技術等に係る輸出等について該非判定を行う場合は、当該技術等の調達先から該非判定書等を入手する等の方法により、適切に該非判定を行う。ただし、当該調達先から該非判定書等を入手しなくても判定できると認められる場合には、輸出管理最高責任者の責任において該非判定を行うことができる。

附 則

本要項は、平成27年11月20日から施行する。